## 道路整備に係る補助率等の特別措置の継続及び 道路整備予算の確保を求める意見書(案)

道路は、県民の生活や生産性向上による経済成長を支える最も重要な社会基盤である。しかし、近年発生している地震や豪雨災害時において、道路が寸断され救援活動等が遅延している状況を見ると、高規格幹線道路から生活道路までのネットワーク整備や老朽化対策を早急に進め、災害時にも機能する道路整備を進めていく必要がある。

県内においては、高規格幹線道路の中部縦貫自動車道大野油坂道路が未だにミッシングリンクとなっているほか、地域高規格道路や国道・県道・市町道の道路ネットワークについても整備が不十分な状況である。また、通学路の交通安全対策、落石等の防災対策、道路施設の老朽化対策等の未実施箇所も多く残されており、国土の強靭化や地域の安全・安心、地方創生を実現するためにも、これらの道路整備は急務となっている。

現在、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「道路 財特法」という。)」の規定により補助率等がかさ上げされているが、平成29年 度までの時限措置となっている。この措置が廃止されれば、地方の財政負担が 増加し、国土の骨格をなす高規格幹線道路等の整備促進に重大な影響が及ぶこ ととなる。

よって、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 地方が真に必要としている道路整備や維持管理に支障が生じないよう、道 路財特法に定める補助率等の特別措置を平成30年度以降も継続すること。 さらに、地方創生の更なる推進のため、補助率等の特別措置を拡充すること。 と。
- 2 高規格幹線道路及び幹線道路等の整備が促進されるよう、長期的かつ安定 的に道路関係予算の総枠を確保するとともに、平成30年度当初予算において も、所要額を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 28 日